

(様式第4号)

審議会等付属機関 会議概要

1	審議会名	上田市行財政改革推進委員会(第3回総合支所部会)
2	日 時	平成20年11月26日(水) 午前10時から午前11時50分まで
3	会 場	上田市役所 北庁舎 3階 第3会議室
4	出席者	三井部会長、鬼頭副部会長、小池会長、斉藤委員、櫻井委員、南雲委員、西沢委員 宮沢委員
6	市側出席者	金子行政改革推進室長、鎌原係長、平田主任
7	公開・非公開等の別	公開
8	傍聴者 0人	記者 0人
9	会議概要作成年月日	平成20年12月5日

協議事項等

1 開 会

2 議事

(1) 前回の会議録の確認について

(事務局) <前回の会議概要を説明。>

会議録を確認いただき、訂正等あれば訂正後、ホームページで公開する。

(2) 総合支所機能・業務等の課題審議

(部会長) 前回の会議の中で、地域振興部門の体制強化については、概ね了解が得られた。担当政策幹の位置付けについては疑義が残るところなので、再度協議いただきたい。また、庁舎の空きスペースについては、本日事務局から資料が示されるので協議いただきたい。

(事務局) 今回お示した資料は、意見書として提出することを考え、2つの部会で審議いただいているものを1つにまとめた形で作成した。

(部会長) 今までの組織(案)では、それぞれ「課」という表記であったものが、「部門」に改められているが、何か理由はあるのか。

(事務局) 機能としては何も変更はないが、意見書として提出する際に、課という組織に縛られず、「機能」に着眼した形で意見書を提出することとして表記を改めた。

(部会長) 上田地域の3支所にも地域振興を担う職員を配置するとの表記があるが、これについて説明して欲しい。

(事務局) 地域内分権部会での議論の中で、旧上田の3支所(塩田、川西、豊殿)には、地域振興を担う部門は現在ないが、今後の地域内分権の推進を見据えた上で、職員を配置することが必要という意見が出されたため記載した。

(委員) 今後の地域内分権を進める上では、非常に大切なことであると思う。

(委員) 意見書(案)の冒頭で「上田地域自治センターを除く」とあるが、文中には、「上田地域の旧3支所にも配置する」という表現があり、整合が取れていない。

(委員) 基本的には、旧町村の3自治センターについての意見書であるため、旧上田の3支所に関する部分は、その他意見に掲載したほうが良いのではないかと。

<旧上田の3支所に関する部分は、その他意見に記載する。>

(委員) 政策幹の取り扱いについて、前回の会議で、このポストは係長級でも良いのではないかと意見があったが、課長級を配置するという点でよいのか。

(委員) 本庁と地域政策との調整役という役割から、課長級が良いと思う。

(委員) 指揮命令系統から見ると、同じ課の中に課長級が複数いることによる指揮命令系統の複雑化が懸念される。

(委員) 民間の会社で言うと、ライン職とスタッフ職という2つの職制がある。今回の政策幹についても、スタッフ職という位置付けを与えてみてはどうか。

- (委員) 今回の意見書では、政策幹の位置づけをスタッフ職として位置付けて記載したい。
- (委員) 「地域情報プラットフォーム構想」というのは何か。
- (事務局) 現在のシステムは、住民系、税務系など、業務ごとに異なるシステムを稼働させており、それぞれの担当者が個々のシステムを操作している。これらのデータを1つに統合することにより、一人の担当者が1つの端末で全ての業務が行えるようになる構想。
- (委員) 「地域情報プラットフォーム構想」に説明として(システム統合構想)などと表記したほうがわかりやすい。
- (事務局) 了解。
- (委員) 「地域担当制の導入」という項目がいきなり出てきているが、説明願いたい。
- (事務局) 「地域担当制の導入」は、地域内分権部会で議論いただいている項目で、内容は、市の職員がそれぞれの地域の担当となり、自治会などからの要望を行政に伝え、行政からの情報を地域へ伝える役割を担うなど、地域との橋渡し役として職員を配置する制度。現在、内容は異なるが丸子地域と真田地域で導入されている。今後の地域内分権を進めていく上で有効であると考えられている。
- (部会長) 庁舎の空きスペースの活用について、事務局から説明願いたい。
- (事務局) 合併による管理部門の統合などにより、丸子、真田、武石の各地域自治センターに空きスペースが発生している。また、旧3町村の議場についても、ほとんど活用されていない状況である。空きスペースの活用方法については、各地域自治センターの地域振興課で検討することとなっているが、丸子で広域連合に空きスペースを貸し出している以外は、具体的な活用方法が見出せていない。
- (部会長) セキュリティの問題等もあると思うので、簡単な問題ではないが、検討していかねばならない問題。
- (委員) 各種公社・事業団等に貸し出すのはどうか。
- (事務局) それぞれ自己資産として事務所等を所有しているので難しい。
- (部会長) 公有財産管理課では、全体の方向性などを示しているのか。
- (事務局) 各地域自治センターの地域振興課に任せている状況である。
- (部会長) 確認だが、今回の空きスペースの活用というテーマを取り上げた背景は何か。
- (事務局) 地方自治法の改正により、これまでできなかった庁舎の空きスペースの賃貸借契約が可能になったことに伴い、市としても、法改正を受けて、空きスペースの利活用の方向性を定める必要があると判断したため。それと同時に、建物の耐震診断・耐震化などの対策も必要である。
- (部会長) そういうことであれば、まずは、公有財産管理課で基本となるプランを作成することを審議会として提案していきたい。
- (委員) 期限を定めて計画策定を促す提案としたい。

(3) 次回以降の予定

[全体会(部会意見のとりまとめ)]

・12月10日(水) 15時から 丸子地域自治センター 3階 第1会議室

[全体会(部会意見のとりまとめ・提言)]

・12月19日(金) 15時30分から 本庁舎 3階 第1応接室

3 閉会

* 会議概要は原則として公開します。会議終了後、1週間以内に行政改革推進室へ提出してください。

* 非公開及び一部非公開としたものについては、その理由を記載してください。